日本離床学会 企業会員登録規約

※入会前に必ず下記事項をご確認ください。

1. 入会の手続き

申込み書類の事務局到着をもって入会とします。

2. 入会による特典

下記会費に含まれる特典

- 1. 本会の発行する学術刊行誌の進呈
- 2. 学術大会講演予稿集の進呈
- 3. 全国約 24,000 人の医療・介護従事者に配信する ML・SNS にて製品紹介・オンライン セミナー案内(各年1回)^{※1}
- 4. 当会刊行物の割引販売
- 5. その他学会行事に関する案内や離床のエビデンス等情報サービス
- 6. 学術大会での企業機器展示・製品紹介プレゼンテーション*2
- 7. 本会ホームページのリンク一覧に貴社ホームページのリンク先を掲載
- 8. 学術刊行誌での広告掲載 A4 1/2 ページサイズ
- 9. 年間約130回開催している教育講座での企業機器展示・製品紹介スライド提示※3
- 10. 毎月行われる教育講座参加者への直接アンケート調査※4
- 11. 会員(約4,500人)・年間約10万人の教育講座受講者に対するアンケート調査依頼 を日本離床研究会が行う**4
- ※1. オンラインセミナーの案内は、御社製品をメインとした内容であること。当会で事前に内容を確認し配信となります。また、年に2回以上の案内を希望する場合には、 都度1口の年会費納入が必要となります。
- ※2. 新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン開催の学術大会では、企業案内 スライドの設置、製品紹介プレゼンテーション枠設置します。
- ※3. 新型コロナウイルス感染症の影響によるオンライン開催の教育講座では、全ての講演で企業機器展示・製品紹介スライド提示します。
- ※4. 上記 10,11 はいずれか1口につき年1回までとなります。

3. 年会費の支払い

【会費】

1 口 100,000 円 (税込) /年 口数により特典内容が異なります。

【会計年度】

入会時期にあわせ2つの年度で管理となります。

- ・4月から翌3月までの1年間(4月から9月までに入会された団体)
- ・10月から翌9月までの1年間(10月から翌3月までに入会された団体)

納入方法は銀行振込とします。

会費は途中解約も含め、いかなる理由があっても返却できません。

4. 入会申し込み後のクーリングオフ期間

申込者は、インターネットでの申し込み手続き完了、もしくは申込み書類の事務局到着日から8日以内は申し込みを撤回し契約を解除できるものとします。

5. 会員の資格

この会員募集は、会則に定める準会員の募集です。

準会員の目的で上記特典を受けるもので研究会の運営に関する議事への参加や議決権はご ざいませんので、ご了承ください。

6. 会員の資格喪失

当会は会員に以下の行為があった場合、会員の資格を喪失したものとし、直ちに当会と会員との一切の契約を解除することができます。

研究会の名誉を傷つけるような行為や背反行為があったと判断されたとき 申込書の記載内容に虚偽があった場合 会費の支払が遅延した場合

7. 入会後の手続き

会員期間は以下の2通りとなります。

- ①4月から翌3月までの1年間(4月から9月までに入会された団体)
- ②10月から翌9月までの1年間(10月から翌3月までに入会された団体)

会員期間満了1ヶ月前までに、会員または本会から意思表示のない限り、会員期間は更に1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

退会を希望される場合は、メールまたはFAXにて事務局へ、会員有効期限内にお申し出ください。

8. 登録情報等の管理

当会は、登録情報が不正確または虚偽であったために登録者が被った一切の不利益および損害に関し、一切の責任を負わないものとします。

9. 個人情報の取扱い等

当会は、当会が取得した個人情報を、別途定める「個人情報保護指針(プライバシーポリシー)」に基づき、適切に取り扱うものとします。

利用者は、会員特典を利用するに際し、利用者から取得する個人情報を、「個人情報保護指針(プライバシーポリシー)」における当会が取得する個人情報の第三者に提供に関する定めに従い、第三者に提供することに同意します。

10. 届出情報の変更、会員登録の解除等

登録者は、届出情報に変更があった場合、すみやかに当会の定める手続きにより変更を行う ものとします。所定の手続きがない場合、当会は届出情報の変更がないものとして取り扱い ます。

登録者からの届出情報の変更の届出がないために、当会からの通知、その他が遅延し、また は不着、不履行であった場合、当会はその責任を負わないものとします。

登録者は、当会所定の登録解除の手続きを行うことによって、会員登録を解除することができます。

11. 譲渡禁止等

登録者は、会員特典に関する権利について、第三者に譲渡し、または質権の設定その他の担保に供する等の行為ができないものとします。

登録者の地位は、当会が指定する方法により企業・団体登録をした登録者の地位を企業・団体の構成員である別の登録者に承継する場合及び当会が別途指定する場合を除き、売買、名義変更および承継することはできないものとします。

12. 連絡または通知

当会は、登録者への連絡または通知を、当会が適切と判断した方法により行います。なお、登録情報に含まれる住所、電話番号もしくはメールアドレスその他の連絡先に当会の連絡または通知が到達した場合、登録者は当会の連絡または通知を受領したものとみなします。

13. 免責

当会は、会員登録の利用により発生した利用者の損害については、一切の賠償責任を負いません。

利用者が、会員登録を利用することにより、第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを賠償するものとします。

当会は会員登録に発生した不具合、エラー、障害等により会員登録が利用できないことによって引き起こされた損害について一切の賠償責任を負いません。

会員登録ならびに本ホームページ上のコンテンツおよび情報は、当会がその時点で提供可能なものとします。当会は提供する情報、利用者が登録・送信(発信)する文章その他のコンテンツおよびソフトウェア等の情報について、その完全性、正確性、適用性、有用性、利用可能性、安全性、確実性等につきいかなる保証も一切しません。

14. 裁判管轄

利用者と当会との間で訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

15. 準拠法

企業会員登録規約は、日本国法に準拠し、解釈されるものといたします。

【附則】

2019年2月28日 制定・施行 2021年2月28日 改正



臨床を元気に! 日本離床学会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-2-12 プラーレルビル2階

TEL: 03-3556-5585 FAX: 03-6272-9683

Email: jsea@rishou.org HP: https://www.rishou.org/